中心市街地活性化施策の紹介と論点

~中心市街地活性化全国リレーシンポジウムin鳥取市~

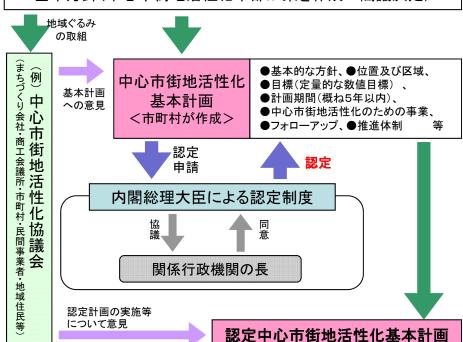
平成24年11月1日 内閣官房(内閣府)、経済産業省、 国土交通省、総務省

中心市街地活性化法の概要

【経緯】

- ☆「商業調整」から「まちづくり3法」へ。
- 大店法($\mathbf{m}49$ 年~平12年)→大店立地法(平12)、中活法(平10)、都市 計画法(平10)
- ☆その後も、中心市街地の現状は、全体として、依然として厳しい傾向。 中活法・都市計画法の改正(平18)
- ☆改正中活法に基づき、地方公共団体・地域住民・事業者の主体的な取組 に対し、国が集中的かつ効果的に支援。

基本方針(中心市街地活性化本部が案を作成→閣議決定)



認定基本計画への重点的な支援 (平成24年度)

市街地の整備改善

都市福利施設の整備

まちなか居住の推進

商業の活性化等

都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金事業)※ (交付率・提案事業枠の拡大)

※社会資本整備総

合交付金を活用し て支援

・暮らし・にぎわい再生事業

·中心市街地共同住宅供給事業※

・街なか居住再生ファンド

• 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

認定を受けた市及び認定計画

107市(118計画) (平成24年7月現在)

北海道	<u>帯広市</u> 、砂川市、滝川市、小樽市、岩 見沢市、富良野市、稚内市、北見市、 旭川市
青森県	青森市※、三沢市、弘前市、八戸市、 十和田市
岩手県	久慈市、盛岡市、遠野市
宮城県	石巻市
秋田県	秋田市、大仙市
山形県	鶴岡市、山形市、酒田市
福島県	白河市、福島市
新潟県	新潟市、長岡市、上越市(高田)
茨城県	石岡市
栃木県	大田原市、日光市
群馬県	高崎市
埼玉県	川越市
千葉県	<u>千葉市</u> 、柏市
東京都	_
神奈川県	_
山梨県	甲府市
富山県	富山市※、高岡市※
石川県	金沢市※
福井県	福井市、越前市、大野市、敦賀市
長野県	長野市※、飯田市、塩尻市、上田市
岐阜県	岐阜市※、中津川市、大垣市
静岡県	<u>浜松市</u> 、藤枝市、静岡市(静岡・清水)、 掛川市、沼津市
愛知県	豊田市、名古屋市、豊橋市、東海市
三重県	伊賀市

滋賀県	大津市、守山市、長浜市
京都府	福知山市
大阪府	高槻市
兵庫県	宝塚市、神戸市(新長田)、尼崎市、伊 丹市、丹波市、姫路市、川西市、明石 市
奈良県	奈良市
和歌山県	<u>和歌山市</u> 、田辺市
鳥取県	鳥取市、米子市
島根県	松江市
岡山県	倉敷市、玉野市
広島県	府中市
山口県	山口市、下関市
香川県	高松市
徳島県	_
愛媛県	西条市、松山市
高知県	四万十市
福岡県	久留米市、北九州市(小倉·黒崎)、直 方市、飯塚市
佐賀県	小城市、唐津市
長崎県	諫早市、大村市
熊本県	熊本市(熊本)※、 <u>八代市</u> 、山鹿市、熊 本市(植木)
大分県	豊後高田市※、大分市、別府市、佐伯 市
宮崎県	宮崎市、日向市
鹿児島県	鹿児島市
沖縄県	沖縄市

※印は2期計画の認定を受けた市 下線は計画期間終了の市

地域活性化施策(内閣官房)について

[中心市街地活性化]

中心市街地活性化基本計画の認定により、中 心市街地における都市機能の増強と経済活力 の向上を支援。

【例】公共交通を軸とした活性化(富山市)

- 路面電車の環状線化
- ・ 便数の増加
- 利便性向上により市街 地再開発が誘発
- ・駅周辺を中心に活性化
- 新幹線開業に合わせ、 大規模な交通網整備 等を実施予定



各施策の連携

各種施策の一体的活用によ る中心市街地活性化の効 果的取組。

[地域再生]

・地域の自主的・自立的な取組による地域経済 活性化、雇用機会創出等の地域再生を推進する ため、地方公共団体作成の地域再生計画を国が 認定し、府省横断的に交付金等により支援。

【例】「昭和の町」づくり計画(大分県豊後高田市

観光サービスを企 画・提供する人材の 育成により、中心市 街地の街並みの"古 さ"を逆手にとった 「昭和の町」づくり に取り組む。



特定地域再生制度の創設

- 郊外型団地再生等全国共涌の課題 (特定政策課題)への重点的取組。
- ·補助金、利子補給金、税制特例に よる支援。
- 構造改革特区制度との連携。

「都市再牛]

・都市の再生により、国際競争力の強化、魅力向 上を図るため、都市再生プロジェクト、民間都市 開発プロジェクト、大規模災害時の安全確保策を 推准。

【都市再生緊急整備地域の例】「名古屋市」

- 豊かな公共空間等を活用しな がら都市のモビリティを高め
- ・モビリティ産業に関わる企 業・人材や、文化交流を支え る都市機能の集積を促進する。
- 高い国際競争力を発揮する世 界的先進地区の形成を図る。



平成24年

9月:改正構造改革特区法施行 11月:改正地域再生法施行

「総合特区]

総合特別区域の指定等により、産業の国際競争 力の強化や地域の活性化を総合的に支援(規制 の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置)

2つのパターンの「総合特区」

- ①国際戦略総合特区 我が国の経済成長 のエンジンとなる 産業・機能の集積 拠点の形成
- ②地域活性化総合特区 地域資源を最大限活 用した地域活性化の 取組による地域力の 向上





「構造改革特区」

・国の規制を地域を限定して改革することによ り、構造改革を進め、地域の活性化を推進。

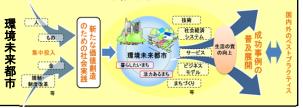
【例】どぶろく特区

「どぶろく」の製造 免許の要件緩和の特 例など、地域資源、 多彩な人材等を活用 し都市との交流拡大 を図るとともに、地 域に根ざした新たな 起業を促進する。



「環境未来都市」、「環境モデル都市」

- 〈環境未来都市〉
- 環境や超高齢化等の課題に対する成功事例を 国内外に普及展開→需要拡大、雇用創出、国 際的課題解決力を強化。
- 〈環境モデル都市〉
- 低炭素社会に向けて先駆的な取組にチャレン ジする都市を「環境モデル都市」として選定 し、地域モデルを構築。



中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金 平成25年度概算要求額10.0億円(新規)

商務流通保安グループ中心市街地活性化室 03-3501-3754 中小企業庁 商業課 03-3501-1929

事業の内容

事業の概要・目的

- 〇中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受け た市町村に対して支援を実施します。
- 〇具体的には、まちの魅力を高めるための知恵の掘り起こ し、人材育成・派遣、先導的取組の実証を重点的に支援 することにより、生活者が安心して暮らすために不可欠 な活力ある商機能を維持し、市町村が目指す「コンパク トでにぎわいあふれるまちづくり」を推進します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



まちづくり会社 商店街振興組合

事業イメージ

まちの魅力掘り起こし(事業化調査)

〇生活者にとって快適な商機能の在り方調査、地域産 品の魅力・競争力分析等による地域の個性の再発見、 それを基礎とした新規性の強い事業化調査等を支援 します。

実証事業

○事業化調査で得られたまちの魅力を高めるアイデア につき、その実現可能性を探るために行う先導的で 収益性の低い実証事業を支援します。

(例)



統一的な景観を有する ICカードを活用した 商空間モデル構築等



電子マネーサービスのモデル事業

専門人材の派遣

○事業化調査や実証事業を踏まえ、まちづくり事業に 専門的な知見を有する人材の招聘等に対する支援し ます。

中心市街地商業等活性化支援業務等委託費事業

平成25年度概算要求額2. 〇億円(2. 4億円)

事業の内容

事業の概要・目的

- 〇中心市街地活性化に係る取組を継続的なものとするため、また、 政策資源の効果を最大限に引き出すため、以下の事業を行います。
 - ①タウンマネージャーとなる人材の育成事 業や、全国のまちづくりの専門家とまち づくり団体を繋ぐプラットフォームの創 設等を行います。



例:人材育成事業の状況

- ②中心市街地活性化のための支援措置の 政策効果を測るための手法を開発します。加えて、全国から まちづくり関係者を集め、成功事例や失敗事例の要因等の情 報発信を行います。
- ③新たなまちづくり事業手法の調査・研究を行います。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



商務流通保安グループ中心市街地活性化室 03-3501-3754 中小企業庁 商業課 03-3501-1929

事業イメージ

人材育成事業

タウンマネージャーの育 成や、専門家とまちづく り団体を繋ぐプラット フォームの整備。

効果分析・検証事業

支援措置の政策効果を 測るための手法を開発。 全国から事例を集め先 進事例の発信。

調査・研究事業

新たなまちづくり事業の 調査・研究事業。

期待される効果

- 各地域による専門家を活用した自立的なまちづくり。 の促進
- 適切な効果検証手法の確立
- ・成功事例や失敗事例の要因等を全国に展開
- ・成果・効果を分析し、政策に反映

中心市街地再生の推進 ~国土交通省の振興方策~

市町村が策定した 中心市街地活性化基本計画



認定基本計画に対しての 支援措置

認定を受けた中心市街地活性化基本計画区域

予算制度 i税制措置

都市再生整備計画区域

の簡素化

公共交通機関の

・共涌乗車船券の手続

都市・地域交通戦略 推進事業において、 白転車関連経費につ

いて、国費率を拡充

利便の増進

都市再生整備計画事業 (※)(旧まちづくり交付金)

○都市再生整備計画の区域が認定中活 区域に含まれる等、一定の要件を満た す地区について、国費率の拡充 〇中心市街地活性化に取り組む地区の 提案事業枠の拡大



身の丈再開発の推進

○認定中活区域等において、地域の床 需要等に即した再開発事業を実施する 場合に、交付の対象となる事業費を拡



都市機能の集積促進

暮らし・にぎわい再生事業(※)

○都市機能まちなか立地支援 病院、文化施設等のまちなか への立地支援



〇空きビル再生支援 空きビルの改修・ コンバージョンへ の支援

○賑わい空間施設整備

まち再生出資業務等

間都市開発事業を支援

多目的広場等の公開空地の整備 に対し補助

街なか居住の推進

中心市街地共同住宅供給事業(※)

中心市街地における 優良な共同住宅の供 給を支援



優良な住宅の建設事業に土地等を譲渡する 者に対する特例措置

街なか居住再生ファンド

民間の多様な 住宅供給事業 等を出資によ り支援



都市再生区画整理事業(※)

土地の整形・集約化

教育文化施設、医療施設等の 立地促進などへの補助



土地区画整理事業の保 留地の特例

その他の支援措置

民間まちづくり活動促進事業 都市環境維持・改善事業資金融資 住民参加型まちづくりファンド支援業務

(※) 暮らし・にぎわい再生事業の都道府県施行分については、平成23年 度より地域自主戦略交付金に移行。

中心市街地における優良な民

総務省における中心市街地活性化施策の概要

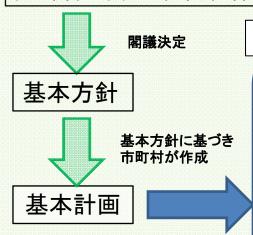
目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



内閣総理 大臣認定 総務省の認定基本計画への支援措置

・中心市街地活性化ソフト事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費(一般財源所要額)の50%を特別交付税により措置する。

•中心市街地再活性化特別対策事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を、一般単独事業債の対象(充当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置する。

総務省における中心市街地活性化施策の対象事業

中心市街地活性化ソフト事業

- 1イベント事業
- ②講演会、シンポジウム等
- ③後継者育成研修事業
- ④具体化のための調査、資金計 画、事業性評価、合意形成等
- ⑤空き店舗対策事業
- ⑥その他特に重要なソフト事業

〇認定を受けた基本計画に位置づけられた市町村が 行う事業(※1)のうち、市町村の負担する額(一般財源 所要額)が100万円を超えるもの(※2)

○①~⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業 に限られる。

- ※1商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。
- ※2一般財源所要額が1億円を超える事業については、当該事業に要する経費は1億円とする。
- ※3国庫補助金·交付金等(地域活性化交付金を除く。)を伴う事業及び 過疎対策事業債の充当予定事業は特別交付税措置の対象とならない。

中心市街地再活性化特別対策事業

(1)公共施設整備事業

・集客力を高める施設の整備

(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)

- ・地域の産業の振興に資する施設の整備 (展示施設、物産会館等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備

(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)

·子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託 児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

(2)助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。)に対する市町村の助成事業

担当: 総務省地域力創造グループ地域振興室

TEL:03-5253-5533

中心市街地活性化への抜本的取組に向けた論点

中心市街地の現状、活性化への取り組みの成果は、全体的に依然として厳しい。構造的な原因を解決するための「抜本的な取組」「発想の転換」が不可欠。

人口減少・高齢化が一層進展し、財政制約も厳しい中、中心市街地活性化のためには、スプロール化(外延化)を許容してきた、これまでの「まちづくり」や「開発計画」を根本的に改めることが必要。

考え方1

- 新たな市街地開発を止め、中心市街地に回帰するインセンティブ政策の徹底。
- ・商店街の集約、居住区との計画的配置、その結果としての「賑わいのあるまちづくり」。

考え方2

- ・従来どおり、投資を分散し、スプロール化を許容するのか。重い投資負担。
- ・人口の拡散、資産価値の低下、企業・産業・商業の停滞と低迷。

どれを選択するか。地域の実情を踏まえた、転換に向けた「本気」の取組とは何か。